

## 浜田市地域協議会正副会長連絡会議運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、浜田市地域協議会運営規則（平成 17 年浜田市規則第 233 号。以下「規則」という。）第 5 条第 3 項の規定に基づき、正副会長連絡会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 正副会長連絡会議は、地域協議会相互の連絡調整を行い、連携を図るため、次に掲げる事項について意見交換する。

- (1) 地域協議会に関する事項
- (2) まちづくりに関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(構成等)

第 3 条 正副会長連絡会議は、規則第 2 条第 1 項の会長及び副会長をもって構成する。

(議長)

第 4 条 正副会長連絡会議の議長は、構成員の互選により定める。

(会議)

第 5 条 正副会長連絡会議は、必要に応じ、議長が招集する。

2 正副会長連絡会議の構成員は、議長に対し、正副会長連絡会議の招集を求めることができる。

(関係者の意見聴取等)

第 6 条 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、正副会長連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が正副会長連絡会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 27 日から施行する。